

## 八王子市まちなか魅力づくり支援補助金交付要綱に基づく審査について

八王子市まちなか魅力づくり支援補助金交付要綱第10条第1項に基づく補助金交付申請の審査は、提出書類の形式審査を行い、申請内容について下表の審査基準により各5段階評価で審査を行う。形式審査で問題がなく、内容審査で各審査員の平均評点の平均が3点以上（小数点以下切捨）である場合に交付を決定する。

### 【審査基準】

審査項目	審査の内容
① 魅力づくり事業の内容について	魅力づくり事業の内容が、地域特性を踏まえたうえで、まちの魅力を高めるものであるか。
② 魅力づくり事業の公共性・公益性について	魅力づくり事業の公共性・公益性が担保されているか。
③ 魅力づくり事業の波及効果について	魅力づくり事業の実施予定場所周辺への波及効果があり、にぎわいの創出が見込めるか。
④ 補助対象事業の計画について	補助対象事業の資金計画及びスケジュールが妥当であるか。また、補助対象事業の完了後、速やかな魅力づくり事業の開始が見込めるか。
⑤ 魅力づくり事業開始後の運営について	適切な魅力づくり事業の管理・運営体制が予定されているか。また、事業継続のための資金計画が妥当であるか。